

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料をお知らせします

介護保険制度では、3年毎に介護保険料を見直しています。平成18年度から平成20年度の介護保険料は下記のとおりです。

平成20年度介護保険料は7月に通知します。特別徴収( )の方の本徴収額は、仮徴収額を下記の年間保険料額から差し引いて計算します。なお、普通徴収(納付書等で納付)の方も、住民税が決定した後、7月に納入通知書をお送りします。

(年額)

区 分	対 象 者	平成18年度	平成20年度 平成19年度
第1段階 (基準額×0.5)	・老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	23,300円	23,300円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	23,300円	23,300円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	34,900円	34,900円
第4段階 (基準額)	世帯の誰かが住民税課税者で本人は住民税非課税の方	第1段階からの激変緩和措置の対象者	30,700円
		第2段階からの激変緩和措置の対象者	30,700円
		第3段階からの激変緩和措置の対象者	38,600円
		激変緩和措置の対象者以外の方	46,500円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	第1段階からの激変緩和措置の対象者	34,900円
		第2段階からの激変緩和措置の対象者	34,900円
		第3段階からの激変緩和措置の対象者	42,300円
		第4段階からの激変緩和措置の対象者	50,200円
		激変緩和措置の対象者以外の方	58,100円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	69,800円	69,800円

特別徴収：1年間の保険料を6回に分けて、年金からの天引きで納めていただく方法です。仮徴収(3回)と本徴収(3回)に分かれます。

仮徴収(4・6・8月)：前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます。

本徴収(10・12・2月)：確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。

## 税制改正に伴う介護保険料激変緩和措置の延長について

国の税制改正(平成17年度改正分、高齢者の非課税限度額廃止)によって、市民税が非課税から課税になり、介護保険料の段階が上昇した方の場合、介護保険料の急激な増加を抑えるため、平成18年度から介護保険料を本来の額から減額する「激変緩和措置」を行っていました。

この激変緩和措置は平成19年度末で終了することになっていましたが、香美市では期間を1年間延長し、平成20年度も引き続き激変緩和措置による保険料の減額を行うこととしました。(この激変緩和措置が適用される方は、平成20年7月に通知します)

【問い合わせ先】 保険課 介護保険係 ☎53-3118

平成20年5月1日から

## 戸籍、住民票等の交付請求の際に「本人確認」が始まりました

広報4月号でもお知らせしましたが、皆さんの大切な個人情報をお守りするため、平成20年5月1日から、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

各種証明書の交付請求の際には、本人確認書類をご用意ください。

本人確認のために提示いただく書類の例

いずれか 1点で確認	運転免許証 顔写真付き住民基本台帳カード 療育手帳	パスポート 身体障害者手帳 など
2点以上で 確認  (イ+ロ) または (イ+イ)	イ 医療保険証(健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証) 年金手帳 年金証書(国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書など) 顔写真なし住民基本台帳カード 印鑑登録証明書と実印 など	
(ロ+ロ) は不可	ロ 学生証または生徒手帳 会社の身分証明書(顔写真付きのもの) 公の機関が発行した資格証明書(顔写真付きのもの) など	

※本人確認ができるものをお持ちでない場合はご相談ください。

※代理の方については、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

【問い合わせ先】 住民課 ☎53-3126、香北支所事務管理課(住民係) ☎59-2963  
物部支所事務管理課(住民係) ☎58-3111

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を公表します

《期間 = 平成19年4月1日～  
平成20年3月31日》

## 情報公開制度の運用状況

公開請求件数		処理状況		不服申し立て
213		公開	139	0
市長	182	部分公開	74	0
教育委員会	30	非公開	0	0
消防	1	取り下げ	0	0
		不受理	0	0

## 個人情報保護制度の運用状況

個人情報業務登録数	401業務
目的外(他課の情報を) 利用した件数	246業務
外部への提供状況	139件

開示請求件数	処理状況		不服申し立て
0	開示	0	0
	非開示	0	0
訂正・削除・中止請求	0		
苦情・相談	0		

※外部提供とは、市役所以外のものに個人情報を提供する場合をいいます。例えば、警察署や税務署などの官公庁や国保連合会への提供や、金融機関へ口座振替の依頼を出す場合があります。

【問い合わせ先】 総務課 ☎53-3112